

令和 6 年 7 月 19 日
消費者庁食品表示課

「特定保健用食品の表示許可等について」の一部改正について（案）に関する
意見募集について

1 意見募集の対象

「特定保健用食品の表示許可等について」の一部改正について（案）（別紙参照）

2 意見募集の趣旨

今般の小林製薬（株）の紅麹関連製品に係る事案を踏まえ、特定保健用食品についても、機能性表示食品制度の見直しと同様の措置を許可制度の運用上講ずることを速やかに検討するとされたことから、「特定保健用食品の表示許可等について」（消食表第 259 号平成 26 年 10 月 30 日。以下「通知」という。）において以下の事項を明確化するため、消費者庁では、通知の一部改正案を作成いたしました（本案の詳細は別紙を御参照ください。）。

（１）許可等の要件及び許可後の取扱い

健康被害に関する情報の行政機関へ提供する体制の整備を、許可等の要件及び許可後の取扱いとして定める。

- 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成 21 年内閣府令第 57 号）及び通知には、安全性又は効果についての新たな知見が得られたときは、その旨及び当該知見の内容を消費者庁長官に報告する旨が規定されている。
- 他方、通知上では、健康被害の情報の収集体制や提供に関する事項として、特定保健用食品の許可等の要件及び許可後の取扱いについて明記されていないことを踏まえ、通知上に、許可等の要件等として健康被害に関する情報のうち、健康被害の発生又は拡大のおそれがある旨の情報を得た場合に、当該情報について行政機関へ提供する体制の整備について追加し、併せて当該情報の提供を、許可等を受けた後の取扱い事項とする。

（２）適用期日

- 通知発出日は令和 6 年 8 月下旬とし、健康被害に関する情報の行政機関への提供については、現在パブリックコメントを実施している食品表示基準の一部を改正する内閣府令案の健康被害に係る事項の施行期日と同日を適用日とする。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本案作成の参考とさせていただきます。

3 意見募集期間

令和6年7月19日（金）から同年8月18日（日）まで（郵送の場合は同日必着）

4 意見の提出方法

以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。
なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

【1】 氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）

【2】 職業（法人その他の団体にあつては業種）[任意]

【3】 住所

【4】 電話番号

【5】 電子メールアドレス（お持ちの場合）

【6】 御意見及びその理由

- * 御意見が600字を超える場合、その内容の要旨を添付していただきますようお願いいたします。
- * 郵送で御提出の場合、別途様式を用意しておりますが、【1】～【6】の項目が記載されていれば、他の様式を用いての御提出も可能です。

（1）インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームから提出してください。

リンク：<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

（2）郵送の場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6階

消費者庁食品表示課 意見募集担当宛て

- * 封筒表面に「特定保健用食品の表示許可等についての一部改正について（案）」と朱書きしてください。

5 注意事項

- お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。
- 御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、その旨御了承願います。
- 御記入いただいた氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。